

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月29日	
条例の題名	三重県土採取規制条例		公 布 日	平成13年3月27日
条 例 番 号	平成13年三重県条例第8号		直 近 改 正 日	平成17年10月21日
所管部局課	県土整備部流域管理課		電 話 番 号	059-224-2686
条例の概要	土の採取についての規制を行うことにより、土の採取に伴う災害を防止するとともに、採取跡地の整備を図り、もって県民の安全の保持及び環境の保全に資することを目的とするものである。			条例の 類型 規制型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容	
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	土の採取に伴う災害の防止及び採取跡地の整備を図るため、他法令の規制が及ばない土の採取に対して規制を行う必要があることから、条例の目的は、妥当性を有している。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	他法令の規制が及ばない土の採取に対して義務を課し、又は権利を制限するには、県が関与する必要がある。	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい		
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	はい	条例により規制するのは、隣地への土砂の流出等を防止するための必要最小限の規制となっている。	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	地方自治法第14条第2項の規定により、義務を課し、又は権利を制限するには、条例で定める必要がある。	
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方自治法第14条第2項	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	条例で規制している土採取は、他法令で禁止されていないため、抵触することはない。	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい		
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい		
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	施策112 治山・治水・海岸保全の推進	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい		
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	土の採取に伴う災害の防止が不十分になり、県民の安全及び環境の保全に支障が生じる。	
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい		
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい		
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい		
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	規制することにより、県民の安全性が確保されるため	
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	いいえ	受益者負担の考え方から条例第3条の規定により適用除外される以外の土の採取を行う者に限られるものであり、公平性を欠いたものではない。	
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい		
点検・見直し結果	理 由	特 記 事 項		見直しに関する規定の有無
	改正・廃止の必要はない	現在の規定は、要件をいずれもを満たし、改正の必要性はないと考える。		無
				有効期限に関する規定の有無
				無